

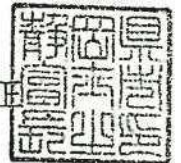


富士市告示第 35 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年6月25日

富士市
上記代表者 富士市長 小長井 義正



- 1 都市計画の種類
岳南広域都市計画高度利用地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所
富士市役所 都市整備部 都市計画課

岳南広域都市計画高度利用地区の変更（富士市決定）

岳南広域都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	備考
高度利用地区 (富士駅北口地区)	約 0.4ha	40/10 以下	20/10 以上	10/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (富士駅南口地区)	約 0.4ha	45/10 以下	20/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	注 1)
計	約 0.8ha	—	—	—	—	

「位置、区域及び壁面線の制限は計画図表示のとおり」

注 1)ただし、建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物にあっては 2/10 を加えた数値とする。

理 由

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）による建築基準法の一部改正に伴い、高度利用地区を本案のとおり変更する。

変更理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）による建築基準法の一部改正に伴い、同法第 53 条に新たな項（建蔽率関係）が追加されたことから、これに対応するため、高度利用地区を本案のとおり変更する。

変更概要

岳南広域都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建 ぺい 蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
高度利用地区 (富士駅北口地区)	約 0.4ha	40/10 以下	20/10 以上	10/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (富士駅南口地区)	約 0.4ha	45/10 以下	20/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	注 1)
計	約 0.8ha	—	—	—	—	

「位置、区域及び壁面線の制限は計画図表示のとおり」

注 1)ただし、建築物の建~~ぺい~~蔽率の最高限度は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物~~又は同条第 5 項第 1 号に該当する建築物~~にあっては 2/10 を加えた数値とする。

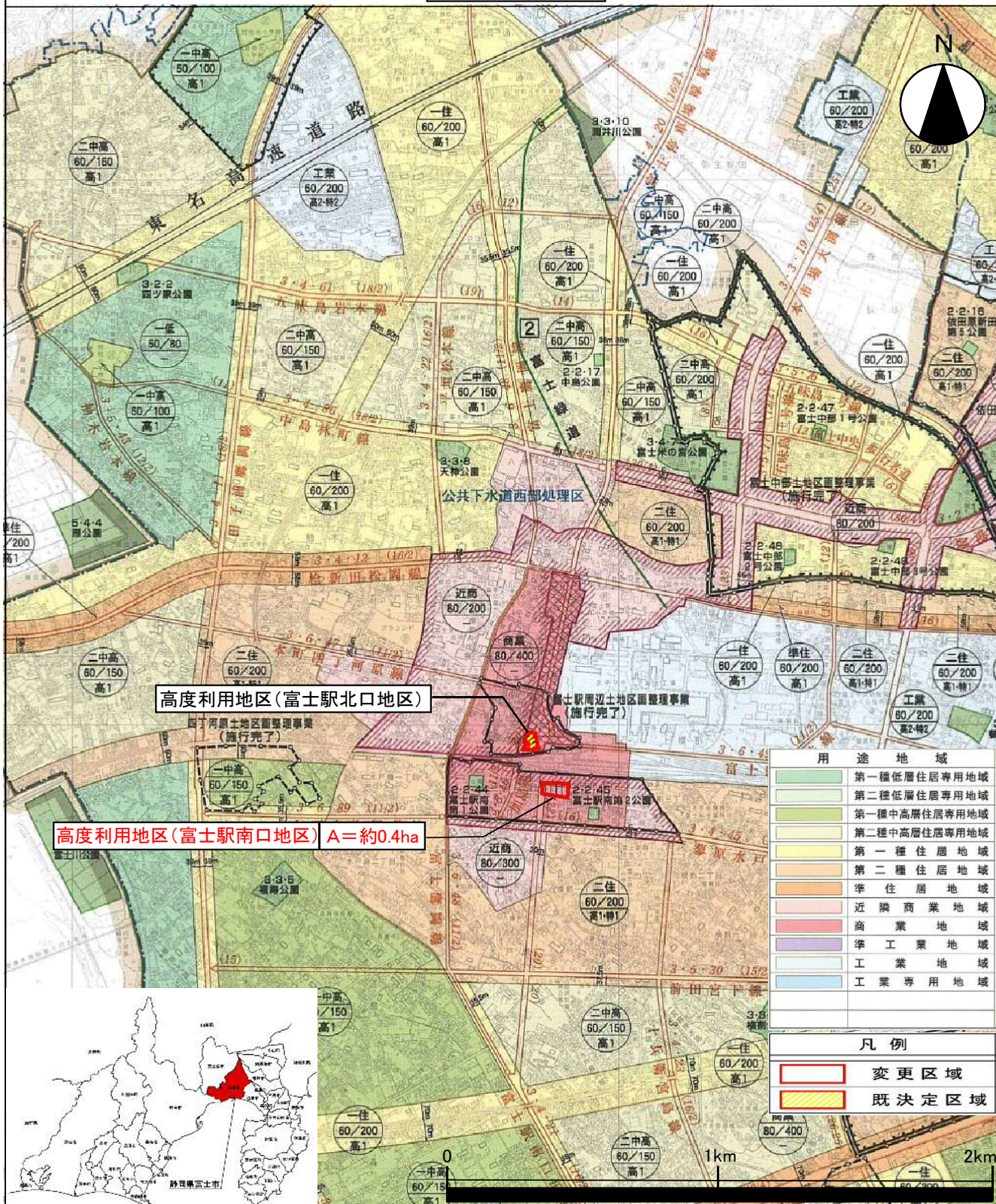
岳南広域都市計画 高度利用地区の変更
 富士駅南口地区
 富士市決定

第 1 号議案附図

NO. 1

位置図

S=1:20,000



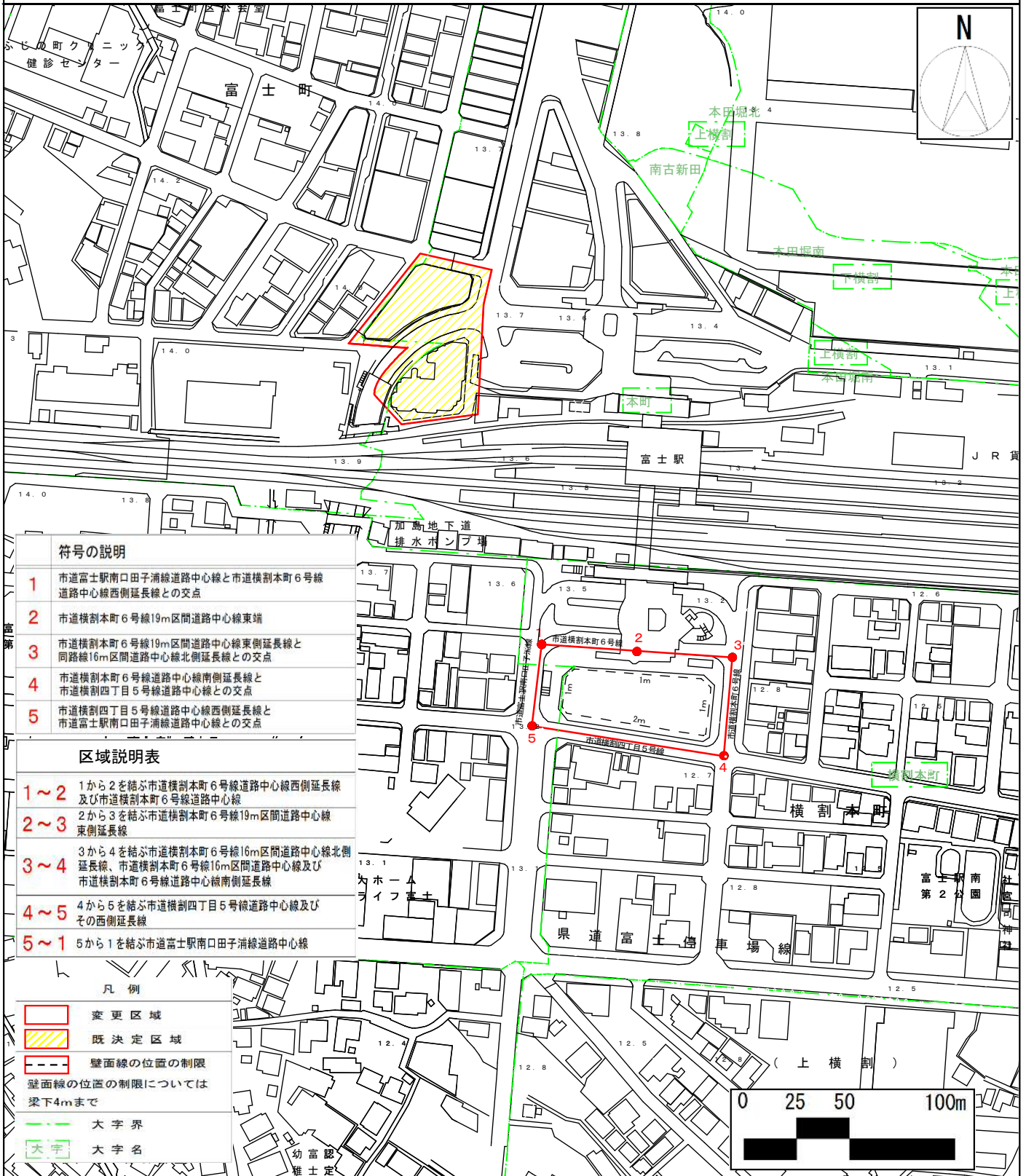
岳南広域都市計画 高度利用地区の変更
 富士駅南口地区
 富士市決定

第 1 号議案附図

NO. 2

拡大図

S=1:2,500



符号の説明	
1	市道富士駅南口田子浦線道路中心線と市道横割本町6号線道路中心線西側延長線との交点
2	市道横割本町6号線19m区間道路中心線東端
3	市道横割本町6号線19m区間道路中心線東側延長線と同路線16m区間道路中心線北側延長線との交点
4	市道横割本町6号線道路中心線南側延長線と市道横割四丁目5号線道路中心線との交点
5	市道横割四丁目5号線道路中心線西側延長線と市道富士駅南口田子浦線道路中心線との交点

区域説明表	
1~2	1から2を結ぶ市道横割本町6号線道路中心線西側延長線及び市道横割本町6号線道路中心線
2~3	2から3を結ぶ市道横割本町6号線19m区間道路中心線東側延長線
3~4	3から4を結ぶ市道横割本町6号線16m区間道路中心線北側延長線、市道横割本町6号線16m区間道路中心線及び市道横割本町6号線道路中心線南側延長線
4~5	4から5を結ぶ市道横割四丁目5号線道路中心線及びその西側延長線
5~1	5から1を結ぶ市道富士駅南口田子浦線道路中心線

凡例	
	変更区域
	既決定区域
	壁面線の位置の制限
壁面線の位置の制限については梁下4mまで	
	大字界
	大字名